

# ア ジ ア 室 通 信

2017年9月

75号



## CONTENTS

### 【特集】

- 『香港フード・エキスポ 2017』 開催 1  
みなと銀行 国際業務部 アジア室

### 【トピックス】

- 『ミャンマーにおける投資法制変更の要点』 5  
弁護士法人神戸シティ法律事務所  
平田 尚久 氏

### 【みなと銀行からのお知らせ】

- 『みなと為替相場セミナー2017』 開催報告 8

### 【アジアビジネス情報】

- アジアニュース・主要経済指標 9

## みなと銀行国際業務部アジア室

1. 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。 2. 著作権 本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ、本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。 3. 免責 本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡無しに変更されることもあります。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。また、本稿の中で、意見にわたる部分は、筆者の個人的意見であり、筆者の所属する組織の見解を代表するものではありません。



## 【『香港フード・エキスポ 2017』開催】

みなと銀行 国際業務部  
アジア室

### 1、はじめに

みなと銀行は兵庫県と連携し、8月17日（木）～21日（月）に開催されたアジア最大級の食品総合見本市『香港フード・エキスポ 2017』に初めて共催参加しました。今年で28回目の開催となる本見本市は、世界26カ国・地域から1,500超の団体が出展し、バイヤーとの商談や一般消費者への物販を行い、自社商品をPRするものです。

今回は本見本市の様子をご紹介します。

### 2、見本市概要

名 称	香港 Food Expo 2017
会 期	2017年8月17日(木)～21日(月)
開 催 地	香港島・湾仔(ワンチャイ)、会議展覽センター
主 催 者	Hong Kong Trade Development Council (香港貿易發展局)
出 展 者	26カ国・地域より1,500超の企業・団体が出展
出品内容 (ジャパンパビリオン内)	香港で販売可能な日本産生鮮品、日本産原料を使用した加工品 及び日本国内で生産された他国産原料を使用した加工品
来場者数	バイヤー：約2万人 一般消費者：約48万人

「輸出の登竜門」といわれる本見本市では、日本貿易振興機構(ジェトロ)により「ジャパンパビリオン」が設置され、香港市場への販路拡大をめざす企業や、初めて輸出に取り組む企業、また自社商品に対する消費者の反応を調査したい日本企業・団体が213社出展しました。



【会場外観】



【「ジャパンパビリオン」の様子】

### 3、ジャパンパビリオンについて

ジャパンパビリオンでは、自社商品をPRする事業者ブースはもちろん、日本の食文化を発信するための様々な取り組みが行われ、みなと銀行は兵庫県と共に、兵庫県企業の商品PR支援を行いました。ジャパンパビリオンの取組の一つとして、「料理デモンストレーションコーナー」が設置され、有名シェフを招き、出品者から提供された食材を取り入れた料理を参加者の目の前で実際に調理し、その食材に最適な料理法をレクチャーしていました。このデモンストレーションにより、バイヤーの関心を集め、多くの商談を成立させる狙いです。

また食品だけではなく、茶器、陶磁器等食関連の日本製品を展示するコーナーもあり、その食器を料理デモでも使用することにより、日本食文化全体の理解を促す取り組みも行われていました。



【料理デモンストレーションコーナー】



【日本製の食器の展示】

本見本市は、バイヤーはもちろん、一般消費者の来場が多いこともあり、出展する地方自治体・団体がジェットロと連携し、「インバウンドコーナー」を設置しました。各地方の観光資源を特産品と共に来場者へ案内し、食品と共に日本の魅力を発信することで訪日需要を喚起させる狙いです。



【インバウンドコーナー】



【インバウンドコーナーでの兵庫県 PR】

日本政府観光局 (JNTO) によると、2016 年の香港からの訪日旅行者数は 1,839,200 人と過去最多を記録 (2015 年は 1,524,292 人) し、年間を通して毎月 10 万人以上 (全ての月で同月過去最多を記録) が訪日しています。また訪日旅行者数の人口比を見ると、約 4 人に 1 人が訪日していることになり、香港人の日本に対する関心の高さがうかがえます。

日本文化に関心の高い香港人ですが、最近は日本の都市圏の情報だけでなく、地方のローカル情報を求める人が増えてきているそうです。

#### 4、健康志向の高まりについて

ジャパンパビリオンでは、健康食品を出展しているブースもあり、絶えず来場者の注目を集めていました。香港人の健康志向は年々高まっているといわれており、「平均寿命の世界ランキング※」で香港が男女ともに第 1 位となっていることから、その傾向がわかります。長寿の理由については、「汚水処理能力の高まりによる伝染病リスクの減少」、「世界トップレベルの医療技術」などが挙げられていますが、「漢方茶 (スープ) を飲む習慣」も健康に良い影響を与えているという話もあります。また香港にはお茶を飲みながら点心を食べる「飲茶」という習慣があり、お茶を飲むことが消化促進、脂肪吸収の抑制に繋がっていると考えられます。会期中は『香港国際茶葉展覧会』も同時開催され、多くの来場者で溢れていました。



【同時開催の香港国際茶葉展覧会】



※【(参考) 2016年 国・地域別の平均寿命ランキング】

女性			男性		
順位	国・地域	平均寿命	順位	国・地域	平均寿命
1	香港	87.34	1	香港	81.32
2	日本	87.14	2	日本	80.98
3	スペイン	85.42	3	キプロス	80.90
4	フランス	85.40	4	アイスランド	80.70
5	韓国	85.20	4	スイス	80.70

(厚生労働省資料から作成。スペイン、韓国、スイスは2015年、キプロスは2014年の数値)

## 5、香港経済の魅力

今回の『香港フード・エキスポ 2017』に多くの日本企業が出展していたことからわかるように、香港市場を魅力的であると考えた企業は多いです。その理由の一つとして「経済の自由度」が挙げられます。香港においては基本的に輸入関税がゼロ（但し、アルコール度数30%を超える酒類等一部は物品税の課税対象）であり、また規制や行政からの関与が比較的少なく、自由な為替管理制度、整備された法システムを有していることもあり、世界有数のビジネス拠点として数多くの外国企業が進出しています。アメリカの経済紙「ウォールストリートジャーナル」が発表した「2017年経済自由度指数(Index of Economic Freedom)」によると、香港が23年連続で世界一となり、「貿易の自由度」、「投資の自由度」、「税負担」をはじめとする多くの項目で高いポイントを獲得しています。

さらに香港は、中国本土との経済協力協定（香港企業の中国本土への進出規制を緩和）を結んでいるため、中国本土の巨大市場進出を視野に入れた香港進出を狙う企業も多いそうです。

## 6、おわりに

『香港フード・エキスポ 2017』開催期間中に現地の香港系スーパーを訪れてみると、店内入口付近に日本各地の土産物販売コーナーがあり、多くの消費者が商品に手を伸ばしていました。それほど香港人は日本の質の良い食品・製品を好み、香港は数ある親日国のうちのひとつであると言われています。親日であり経済の自由度が高い香港に進出することで、香港市場の取り込みはもちろん、香港を拠点とし、中国をはじめアジアへの進出を狙う企業は今後も増えていくものと思われます。



## 【ミャンマーにおける投資法制変更の要点】

弁護士法人神戸シティ法律事務所

弁護士 平田 尚久

弊所は、アジア地域に進出する企業を支援すべく、2014年4月にミャンマーデスクを開設し、現地の法律事務所と提携して、企業の海外進出のサポートに取り組んできました。デスクを開設してからわずか3年ですが、ヤンゴンの街はこの短い間にも急速に変化しており、訪問の度、この国の勢いに驚かされます。

ミャンマーでは2016年3月に国家顧問アウン・サン・スー・チー氏が率いる新政権が発足し、政治的にも大きな変動期を迎えています。

選挙前には、NLDによる政策変更や政権運営能力の不透明さから、現地に進出している日本の企業から投資環境の変化に対する懸念の声が聞かれました。確かに、新政権発足直後にはミャンマー投資委員会（MIC）による投資認可が一時停滞するなどの影響が見られましたが、NLD政権も外国資本を積極的に受け入れて経済の発展を促すという前政権の方針を基本的に踏襲することが明らかになってからは、大きな混乱は生じていないようです。

他方で、投資環境整備に関連する新政権の成果としては、米国との関係改善によりミャンマーの企業や個人に課せられていたSDNリスト<sup>1</sup>の指定が解除されたことを挙げることができます。これにより、外国企業がミャンマー企業と取引を行うリスクは低減しましたので、今後は欧米企業のミャンマー進出が活発になるものと考えられます。また、2016年10月にミャンマー投資法が新たに制定され、投資に関する規制が以前よりも明確になったということも、新政権による重要な成果といえるでしょう。

本コラムでは、新しい投資法によって、ミャンマーの投資制度がどのように変わったのか、主な変更点をご紹介します。

### 1 土地の長期リース

ミャンマーに進出する企業の多くは、ミャンマー会社法に基づく現地法人又は支店・駐在員事務所を設立して事業活動を行っています。しかし、支店・駐在員事務所はもちろん現地法人であっても、外国会社<sup>2</sup>に対しては1年間を超えて土地のリースを受けることが認められていませんでした<sup>3</sup>。例外として、「外国投資法」に基づいて設立された会社には、

<sup>1</sup> Specially Designated Nationals And Blocked Persons List 米国財務省外国資産管理局（OFAC）が管理する、米国によって経済制裁の対象とされる個人及び法人のリスト。

<sup>2</sup> 外国の資本が1%でも入っている場合には、外国会社とみなされています。

<sup>3</sup> ミャンマーでは、コンドミニアムなどの例外を除き、原則として建物は土地の附属物として扱われ、土地と離れて個別に取引されることはありません。

土地の長期リースが認められていましたが<sup>4</sup>、外国投資法に基づいて現地法人を設立するためにはM I Cの投資許可が必要であり、資本金についての規制や、熟練労働者についてミャンマー人の雇用を一定割合以上義務付けられるなどの制約が課せられていました。そのため、工場などに多額の投資を要する一部の製造業を除いて、外国投資法に基づいて現地法人が設立されることはあまりありませんでした。

しかし、新法制定により、会社法に基づく現地法人であっても、別途M I Cの承認を得ることにより、土地の長期リースを受けることが可能となりました。この場合、当初期間として50年まで、延長申請により最長70年まで、土地のリースを受けることができます。

M I Cによる承認の要件としては、土地が当該投資のために使用できることや環境への悪影響を与えないことなど、緩やかな基準が定められており、比較的容易に承認が与えられるのではないかと見られています。

## 2 減税・免税措置

新法制定以前には、外国会社が減税・免税措置を受けるには、土地の長期リースと同じく、外国投資法に基づいて設立された会社である必要がありました。

しかし、新法制定により、会社法に基づく現地法人であっても、別途M I Cの承認を受けることによって減税・免税措置を受けることができるようになりました。

減税・免税措置を受けることができるのは、農業、林業、畜産業・漁業、製造業、輸送業、通信業、教育業、情報技術サービス、ホテル・観光業など、特定の投資促進分野に該当する場合に限られています。

また、減税・免税を受けることができる期間は、進出する地域（ゾーン）によって、3年、5年または7年と定められており、発展が遅れているゾーンに進出するほど、長期の減税・免税措置を受けることができるようになっています。

## 3 業種による投資制限

ミャンマー投資法には、いくつかの業種について投資制限の規定が設けられていますので、投資の際には制限の対象となっていないかどうか、十分に確認を行っておく必要があります。

制限のレベルは、①外国会社には投資が禁止される業種、②M I Cの許可が必要とされる業種、③合弁投資の形でのみ外国投資が認められる業種、④関連省庁からの承認を受けることにより許される業種の4つに分けられます。

例えば、小売業について、外国会社は店舗面積が929㎡未満の小規模商店を営むことができません。しかし、それ以上の規模の小売店については合弁投資の形であれば投資が認められることが明確になりました。今までは、外国資本による小売業は経済特区内を除いて基本的に認められていなかったのですが、今後は、ショッピングセンターなどの進出が増加するのではないかと予想されます。

---

<sup>4</sup> ティラワなど経済特区での投資を行う場合、管理委員会の許可を取得することにより、経済特区法に基づいて経済特区内の土地の長期リースが可能となります。

#### 4 その他

配当金、ロイヤルティ、ライセンス料などの資金を、海外に送金できることが明記されました。また、特に規定のない限り、外国投資家をミャンマー投資家と平等に取り扱うことが法律上保障されるなど、投資家保護の規定が設けられました。

他方で、一定の保険加入が必要となるなど、事業者が遵守すべき義務もいくつか定められています。

#### 5 今後の法改正の見通し

ミャンマーでは現在、新しい会社法の制定作業が進められています。既に、法案が公開されているのですが、それによると、外国会社の定義の変更が予定されているなど、投資に関して重要な内容が盛り込まれており、会社法改正の動きについても注意が必要です。

また、現在は原則として外国会社が貿易業として登録することは認められていないのですが、一部の分野については外資との合弁企業による登録が認められるなど、業種ごとの規制も変化しています。

法制度が整備され、また規制が緩和されるにつれて、ミャンマーへの投資の選択肢は徐々に拡大しています。ミャンマーでのビジネスをお考えの方は、是非こうした制度の変化についても注目頂きたいと思います。

海外進出は、国内でのビジネス展開とは大きく異なり、さまざまなリスクと不安があります。当事務所にご相談いただくことで、そのようなリスクや不安を少しでも和らげていただければと思いますので、どうぞお気軽にお声かけください。

#### ●弁護士法人神戸シティ法律事務所

650-0033 神戸市中央区江戸町 98 番地 1

TEL:078-393-1350 / FAX:078-393-2250

Email: [hirata@bengoshi.jp](mailto:hirata@bengoshi.jp)

(ミャンマーデスク)

#712, 7th Floor, La Pyayt Wun Plaza,

No. 37, Alanpya Pagoda Road,

Dagon Township, Yangon, Myanmar

TEL +95(0)1 382 527





## 「みなと為替相場セミナー2017」 開催報告

みなと銀行は、2017年7月28日（金）、神戸駅前大森・みなとビル6階セミナーホールにて「みなと為替相場セミナー2017」を開催いたしました。

当日はJPモルガン・チェース銀行 市場調査本部 為替調査部長 エグゼクティブディレクターの棚瀬順哉氏を講師にお招きし、『主要通貨見通し：金利 vs 政治』と題し、今後の為替相場の見通しについてご講演いただきました。

### ■開催内容

- ・日時：2017年7月28日（金） 14：00～16：30
- ・開催会場：大森・みなとビル6階セミナーホール
- ・プログラム：『主要通貨見通し：金利 VS 政治』
- ・講師：JPモルガン・チェース銀行  
市場調査本部 為替調査部長  
エグゼクティブ ディレクター 棚瀬順哉氏



### ■受講者の皆さまからのご意見・ご感想

- ・為替相場の情報収集という点から、とても参考になった。
- ・為替相場を包括的に理解・整理できた。
- ・専門用語は多かったが、円高の説明等、見通しがクリアに理解できた。
- ・毎年為替セミナーを開いてもらいたい。
- ・内容が盛り沢山であり、非常に満足感の得られるものであった。

ご参加いただきました皆様より、貴重なご意見・ご感想をいただきました。

みなと銀行では、今後も皆様のアジアビジネスに役立つイベントを開催してまいります。皆さま是非、ご参加ください。

## アジアニュース・主要経済指標

### 【中国】

香港で上場している中国の電池・自動車メーカー、比亞迪（BYD）は、ガソリン車および蓄電池・太陽光パネル事業の減益が響き、2017年1～6月期の決算純利益が前年同期比24%減の17億2300万元（約280億円）となる見通しを発表。

7～9月期については、新エネ車需要の伸びによる販売台数の増加を見込むが、補助金の減少や市場競争を受け、利益率が低下する可能性があり、ガソリン車事業は引き続き収益の下押し圧力を受けると予想している。

また、携帯電話部品・組み立て事業については、新機種量産の恩恵により、力強い伸びを維持するも、蓄電池・太陽光パネル事業については、市場需要と製品価格低下の影響を受け、比較的大きな損失が発生し得ると説明した。

### 【タイ】

バンコク高架鉄道スカイトレインを運営するBTSグループ・ホールディングスは、10月1日より、運賃を区間当たり1～3パーツ値上げすると発表した。

スカイトレインはバンコク都からBTSの運行を委託されており、物価上昇などに応じて料金改定することが認められている。同鉄道は1999年12月の開通で、2013年6月に最大2パーツ、16年1月には1パーツの値上げをしており、今回が3回目の改定となる

### 【ベトナム】

ベトナム・ホーチミン市は、市内の運河沿いに建つ荒廃家屋2万軒を撤去するために、民間企業からの出資を募ることを明らかにした。

ホーチミン市は、スラム化した運河沿いの荒廃家屋を撤去することは大きな課題の一つだと強調。2020年までにこれらの荒廃家屋を撤去し、住人の生活を安定させる計画だが、財政難に直面しているため、民間企業に出資を呼び掛ける。

社会経済の発展のため、生活環境や輸送インフラを向上させ、洪水災害を減らし、新しい市街区として開発していくことを目指す。

■通貨（対ドル為替相場、年末・月末時点相場）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	JPY	CNY	HKD	KRW	TWD	SGD	THB	MYR	VND	IDR	PHP	INR
2014年12月	119.44	6.2052	7.7545	1,087.60	31.642	1.3217	32.880	3.4965	21,388	12,412	44.788	63.1253
2015年12月	120.38	6.4935	7.7509	1,176.01	32.828	1.4131	36.058	4.2935	22,475	13,850	46.870	66.1590
2016年12月	116.96	6.9502	7.7559	1,207.82	32.254	1.4468	35.799	4.4862	22,761	13,473	49.730	67.9250
2017年 1月	112.80	6.8659	7.7590	1,161.60	31.362	1.4098	35.208	4.4285	22,593	13,352	49.765	67.8650
2月	112.77	6.8654	7.7624	1,130.35	30.652	1.4032	34.905	4.4405	22,764	13,336	50.220	66.6900
3月	111.39	6.8780	7.7709	1,118.40	30.328	1.3971	34.365	4.4255	22,755	13,326	50.200	64.8500
4月	111.49	6.8877	7.7784	1,137.80	30.210	1.3970	34.620	4.3410	22,744	13,329	49.965	64.2450
5月	110.78	6.8197	7.7921	1,119.65	30.092	1.3832	34.052	4.2813	22,715	13,323	49.770	64.5112
6月	112.39	6.7682	7.8072	1,144.00	30.431	1.3762	33.960	4.2933	22,731	13,328	50.465	64.5788
7月	110.26	6.7216	7.8102	1,119.15	30.214	1.3553	33.278	4.2813	22,735	13,325	50.432	64.1875
8月	109.98	6.5963	7.8259	1,127.40	30.188	1.3559	33.198	4.2710	22,728	13,342	51.164	63.9063

※マレーシアは8月31日が休場であった為8月30日の値を記載

■株価（年末・月末時点相場）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	日経平均 株価	上海総合 指数	香港 恒生指数	韓国総合 株価指数	台湾加権 指数	ST指数	SET指数	クアラルンプール 総合指数	ベトナムVN 指数	ジャカルタ 総合指数	フィリピン 総合指数	NIFTY 指数
2014年12月	17,450.77	3,234.68	23,605.04	1,915.59	9,307.26	3,365.15	1,497.67	1,761.25	545.63	5,226.95	7,230.57	8,282.70
2015年12月	19,033.71	3,539.18	21,914.40	1,961.31	8,338.06	2,882.73	1,288.02	1,692.51	579.03	4,593.01	6,952.08	7,946.35
2016年12月	19,114.37	3,103.64	22,000.56	2,026.46	9,253.50	2,880.76	1,542.94	1,641.73	664.87	5,296.71	6,840.64	8,185.80
2017年												
1月	19,041.34	3,159.17	23,360.78	2,067.57	9,447.95	3,046.80	1,577.31	1,671.54	697.28	5,294.10	7,229.66	8,561.30
2月	19,118.99	3,241.73	23,740.73	2,091.64	9,750.47	3,096.61	1,559.56	1,693.77	710.79	5,386.69	7,212.09	8,879.60
3月	18,909.26	3,222.51	24,111.59	2,160.23	9,811.52	3,175.11	1,575.11	1,740.09	722.31	5,568.11	7,311.72	9,173.75
4月	19,196.74	3,154.66	24,615.13	2,205.44	9,872.00	3,175.44	1,566.32	1,768.06	717.73	5,685.30	7,661.01	9,304.05
5月	19,650.57	3,117.18	25,660.65	2,347.38	10,040.72	3,210.82	1,561.66	1,765.87	737.82	5,738.16	7,837.12	9,621.25
6月	20,033.43	3,192.43	25,764.58	2,391.79	10,395.07	3,226.48	1,574.74	1,763.67	776.47	5,829.71	7,843.16	9,520.90
7月	19,925.18	3,273.03	27,323.99	2,402.71	10,427.33	3,329.52	1,576.08	1,760.03	783.55	5,840.94	8,018.05	10,077.10
8月	19,646.24	3,360.81	27,970.30	2,363.19	10,585.78	3,277.26	1,616.16	1,773.16	782.76	5,864.06	7,958.57	9,917.90

※マレーシアは8月31日が休場であった為8月30日の値を記載

■政策金利（年末・月末時点）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	3Month -TIBOR	1年物 貸出金利	HKMA香港 ペンスR	韓国オフ シヤルR	台湾中銀 ディスカントR	中銀翌日物 貸出金利	タイ 翌日物金利	MAOPRATE Index	VNREFINC Index	インドネシア リファレンスR	フィリピン 翌日物借入金利	インド レボR
2014年12月	0.18090	5.60	0.50	2.00	1.875	0.77	2.000	3.25	6.50	7.75	4.00	8.00
2015年12月	0.17091	4.35	0.75	1.50	1.625	1.21	1.500	3.25	6.50	7.50	4.00	6.75
2016年12月	0.05727	4.35	1.00	1.25	1.375	1.17	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
2017年												
1月	0.05727	4.35	1.00	1.25	1.375	0.75	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
2月	0.05727	4.35	1.00	1.25	1.375	1.05	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
3月	0.05727	4.35	1.25	1.25	1.375	1.54	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
4月	0.05727	4.35	1.25	1.25	1.375	1.26	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
5月	0.05727	4.35	1.25	1.25	1.375	1.13	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
6月	0.05727	4.35	1.50	1.25	1.375	2.08	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
7月	0.05727	4.35	1.50	1.25	1.375	1.68	1.500	3.00	6.25	6.50	3.00	6.25
8月	0.05727	4.35	1.50	1.25	1.375	1.16	1.500	3.00	6.25	6.50	3.00	6.00

※日銀は金融市場調節を2013年4月よりマネタリーベースに変更。3Month-TIBORを参考記載。

※シンガポールは金融市場調節を為替レートにより実施。中央銀行翌日物貸出金利(Standing Facility Borrowing Rate)を参考記載。

■実質GDP成長率（前年比、前年同期比）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
2014年	0.35	7.30	2.80	3.30	4.02	3.28	0.80	6.00	5.98	5.01	6.20	6.39
2015年	1.13	6.90	2.40	2.80	0.72	1.95	2.90	5.00	6.68	4.88	6.10	7.51
2016年	1.05	6.70	2.00	2.80	1.48	1.98	3.20	4.20	6.21	5.01	6.90	8.00
2017年 1-3月	1.50	6.90	4.30	2.90	2.66	▲2.10	3.30	5.60	5.10	5.01	6.40	6.12
2017年 4-6月	4.00	6.90	3.80	2.70	2.13	2.20	3.70	5.80	5.73	5.01	6.50	

※空欄は数値算定中

■CPI消費者物価指数（前年比、前年同月比）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
2014年	2.73	1.99	4.43	1.30	1.20	1.03	1.90	3.16	1.84	6.42	4.18	6.71
2015年	0.80	1.44	3.00	0.70	▲0.31	▲0.52	▲0.90	2.10	0.60	6.38	1.43	4.91
2016年	▲0.13	2.01	2.42	1.30	1.40	▲0.53	0.19	2.09	4.74	3.53	1.78	4.95
2017年												
1月	0.40	2.50	1.30	2.00	2.24	0.60	1.55	3.20	5.22	3.49	2.70	3.17
2月	0.30	0.80	▲0.10	1.90	▲0.07	0.70	1.44	4.50	5.02	3.83	3.30	3.65
3月	0.20	0.90	0.50	2.20	0.18	0.70	0.76	5.10	4.65	3.61	3.40	3.89
4月	0.40	1.20	2.00	1.90	0.10	0.40	0.38	4.40	4.30	4.17	3.40	2.99
5月	0.40	1.50	2.00	2.00	0.59	1.40	▲0.04	3.90	3.19	4.33	3.10	2.18
6月	0.40	1.50	1.90	1.90	0.99	0.50	▲0.05	3.60	2.54	4.37	2.70	1.46
7月	0.40	1.40	2.00	2.20	0.77	0.60	0.17	3.20	2.52	3.88	2.80	2.36
8月				2.60					3.35			

※空欄は数値算定中

（出所）各国（地域）統計、政府発表、ブルームバーグ

## みなと銀行上海駐在員事務所

中国長江デルタ経済圏へ進出をされている、または、今後進出や投資をご検討されているお客さまのサポート

上海駐在員事務所では、このようなサービスをご提供しております。

- 中国の金融経済等各種情報の提供
- 中国企業及び日系・外資系企業の動向調査
- お客さまの中国進出に関する支援活動



中華人民共和国上海市銅仁路 195 号 中欣大厦 3312 号室  
TEL. 86-21-6289-8080 FAX. 86-21-6289-8608

### みなと銀行 上海駐在員事務所長 的場 稔

みなと銀行上海駐在員事務所は、2007年4月に開所し、日本からの派遣社員1名、ローカルスタッフ1名の計2名体制で業務にあたっています。

中国経済の成長減速などもささやかれていますが経済規模、日本との経済面での関係を見れば、決して無視することのできない国であります。

中国を生産拠点との位置付けから消費市場との位置付けとし、更なる市場拡大を企図している企業も見られます。

当上海事務所は、中国に進出されているお客さまへの情報発信、現地ビジネスマッチング、商談会、セミナーの開催など海外ビジネス支援を行っております。

ご要望等ございましたら当上海駐在員事務所までお気軽にご相談下さい。



### お問い合わせ先

みなと銀行国際業務部アジア室 

〒651-0193神戸市中央区三宮町2丁目1-1 TEL. 078-333-3283 FAX. 078-331-5845